

鳥取県告示第 969 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂 764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂 764	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂 764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂 764	平成 19 年 4 月 1 日